

住民監査請求の監査結果の概要 (「県警発注の道路標示塗装業務」に関する件)

1 監査の結果

平成26年10月2日に受理した住民監査請求について、監査委員の合議により請求に理由がないと認め、同年11月28日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

請求人は、神奈川県(以下「県」という。)が平成25年10月15日に交安工業株式会社と工事請負契約を締結した「道路標示塗装業務 標示17」(以下「本件工事」という。)に関し、神奈川県知事(以下「知事」という。)は、県が交安工業株式会社、神奈川県警察本部(以下「警察本部」という。)に対して有する損害賠償の請求権を行使して、県の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているため、監査委員が知事に対し、この措置を講ずるよう勧告することを求めている。その理由として、
必要の無い共通仮設費を計上するなど
予定価格の積算が過大であること、
積算基準における直接工事費算定に用いる
補正係数より大きな率で設定されている過大な契約単価が存在すること、
移動時間等が考慮されていない積算、
施工日数的に実施困難な箇所数、
現場写真のない工事箇所の存在などから判断して、
契約内容の一部は履行されていないこと、
以上の～により、県に損害が生じていること、
以上の～の状況を可能にする入札談合等関与行為が存在すること、
との5つの点を挙げている。

3 判断の理由

予定価格や契約手続などの認定した事実を踏まえ、次の5項目について、以下判断の理由を述べる。

(1) 本件工事の予定価格の積算は過大となっているか

本件工事の入札に当たり作成する見込価格である予定価格は、設計額と同額で、当該設計額の積算に当たっては、県県土整備局が標準的な施工方法についての労務構成、材料の使用量等について定めた「土木工事標準積算基準書(土木工事編)」に基づき、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等が算定されており、そのうち直接工事費に係る資材等の単価については、県県土整備局作成の「平成25年度土木工事資材等単価表」掲載の区画線に係る単価と警察本部が業者から見積書を徴して設定した金額を比較して安価な方を採用するなどしており、これらの単価を用いて算定された本件直接工事費に不適切な点は認められない。

以上のことから、設計額の積算において、設計額を割高にするような不適切な点は認められず、これに基づく予定価格は妥当である。

(2) 本件工事について、過大な契約単価の成立を許す契約手続の瑕疵が存在するか

本件工事の入札執行において、入札公告に添付した設計図書で示した概算数量は、設計額の積算で用いた数量と同一であり、他県の業者の参入を妨げる入札条件は付されておらず、積算に必要な数量や施工・工事場所区分などの入札条件は開示されており、入札参加希望者は県の入札参加資格認定を受けていれば、それぞれが入札価格を積算して入札することが可能である。

入札における落札者の決定において、所定の最低制限価格が設定され、それ以上の最低価格で応札した業者と契約を締結しており、手続に不備は認められない。

以上のように、本件工事の入札における情報の開示、入札参加資格者の条件及び落札者の決定について、過大な契約単価の成立を許すような不適切な点は認められない。

(3) 本件工事の履行確認は適切に行われているか

完成検査の対象は、工事施工数量総計約13,000m以上で、箇所としては100箇所以上に分散していることから、現行の測量及び目視等による検査方法については、合理性が認められる。

また、監査で確認した限りでは、支払額の基礎となる施工数量が履行されていないとは認められない。

(4) 本件工事について損害が発生しているか

本件工事の契約単価は、不適切なところが見受けられない入札により決定されており、また、その支払額の基礎となる施工数量が履行されていないとは認められないことから、本件工事について、損害発生的事实は認められない。

(5) 入札談合等関与行為が存在しているか

監査で確認できる範囲では、警察本部と業者が共謀している兆候及び談合の兆候は認められない。

4 結論

以上のことから、知事は、県が警察本部に対して有する損害賠償の請求権を行使して、県の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているとす請求人の主張には理由がない。